

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本の社会にとって最重要課題と位置づけられています。

焼津市では、平成10年3月に「焼津市男女共同参画行動計画」を策定し、男女の役割に対する固定的な考え方や慣習を見直し、市民一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを推進してきました。

しかしながら、平成18年度実施の市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識は依然として残っており、また、市の審議会等における女性の参画も十分であるとはいえないことなどから、今後も継続してあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けて取り組む必要があります。

本計画は、焼津市男女共同参画行動計画「やいづ未来創造プラン」の成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応する取り組みを盛り込んだ新たな指針として「焼津市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、『男女共同参画社会基本法』の趣旨に基づき、国の『男女共同参画基本計画（第2次）』及び静岡県の『静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010 後期実践プラン』を踏まえ、より具体的に焼津市の男女共同参画社会の実現をめざす計画とします。
- (2) 男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野での積極的な取り組みが必要不可欠です。本市は、この計画に沿って取り組みを進めていきますが、行政の取り組みだけでは実現は不可能です。行政はもとより、市民・事業所などが、あらゆる分野で主体的に取り組むことをめざしています。
- (3) この計画は、第4次焼津市総合計画をはじめ、関連する様々な計画との整合性を図り策定するものです。これにより、本市の様々な施策に対し、男女共同参画の視点からの働きかけや積極的な男女共同参画の推進に努めます。

印は、巻末に用語説明があります。

男女共同参画社会の形成

- すべての人がいきいきと暮らすまちをめざして -

私たち一人ひとりがお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことを目指した男女共同参画社会の形成を基本理念としています。

この社会の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

私たちは、自分の生き方について選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。

しかし、現実には家庭・地域・職場において、固定的性別役割分担意識が社会の制度や慣行の中に依然として存在しています。

固定的性別役割分担意識は、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっています。それらを解消していくためには、一人ひとりが自らの意識を変えていくことが求められています。

今後も、男女共同参画に関する広報や啓発活動を通じて、あらゆる場面における男女共同参画に対する意識づくりを進めるとともに、生涯にわたり多様な選択を可能にするために、学校や生涯学習などにおいて男女共同参画を学ぶための学習機会の充実に努めます。



基本目標 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

女性も男性も、社会の一員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮していくためには、性別に関係なく参画する機会の確保が重要です。

しかし、市の政策・方針決定過程や管理職の女性の登用状況を例にとると、女性の登用率は男性に比べ少なく、女性の参画はまだまだ不十分な状況です。

あらゆる分野へ女性が参画していくためには、女性の人材育成や政策・方針決定過程への女性の積極的な登用を進めていく必要があります。

今後は、政策・方針決定過程への女性の登用・参画を促進し、地域社会における男女共同参画の促進を図ります。

また、男女共同参画社会の実現は世界共通の目標であり、その達成に向けた取り組みは国際的な視野に立って進めます。



基本目標 男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

少子・高齢社会を迎え、女性の労働力が期待される中、就労の場で、性別にかかわらず個性と能力を発揮する機会を確保することは必要なことです。

しかし、性別による不利益な扱いなど、男女間の格差はまだまだ根強く残っているのが現状です。

働く男女が性別による不利益を受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境を実現するために現状の改善を進めます。

また、男女の働き方や家庭生活へのかかわり方についての希望や事情が大きく変わってきています。しかしながら、家事や子育て・介護といった家庭生活と仕事とのバランスを保つことが難しいことから、男女が共に協力し、両立できる環境づくりが必要です。

そのためには、ワーク・ライフ・バランスの考えを広く周知するとともに、企業等に対し両立支援に向けた体制づくりの必要性について啓発していきます。



基本目標 男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、互いの身体的特性を認め合い、生涯を通じて心身ともに健康であることは重要なことです。

特に女性は、妊娠や出産を経験するなどの身体的特性を備えているため、男性とは異なる健康上の不安を抱えています。

また、男性においては仕事中心の生活により過度のストレスを感じたり、自殺者の増加などが見られるようになっていきます。

そのため、男女を問わず心身の健康保持と増進を図ります。

また、暴力は身体的・精神的を問わず、人権を侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。被害者の多くは女性であり、これら暴力の背景には、固定的な役割分担や経済的格差など、男女の置かれている社会状況や差別意識による社会的・構造的問題があると考えられています。

女性に対するあらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現に向けて、広報啓発活動による予防活動や、相談体制の充実に努めます。



4 計画の期間

この計画は、平成 20 年度を初年度とする平成 25 年度までの 6 年間とします。